

日本車椅子ソフトボール協会 公認記録員規程

第1条（目的）

一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）及び支部が主催または主管する大会の運営並びに記録員の権威と公正を期するため、記録員制度を設ける。

第2条（公認記録員認定）

公認記録員の認定は、当法人が期日、場所、その他の細目を定めて開催する講習会でこれを行う。

第3条（公認記録員の種別、講習会参加資格）

公認記録員の種別、講習会参加資格は以下の通り定義するものとする。

等級	対象	受講料	講習会内容
S級	A級取得後、公式戦100試合の経験	なし	A級記録員3名以上の推薦の上で、理事会で決定
A級	B級取得後、公式戦30試合の経験	5,000円	実技テスト、ルールテスト、講義
B級	C級取得後、公式戦20試合の経験	3,000円	実技テスト、ルールテスト、講義
C級	D級取得後、公式戦10試合の経験	2,000円	実技テスト、ルールテスト、講義
D級	新規	1,000円	eラーニングにて実施

第4条（公認記録員の登録）

公認記録員認定を受けた者は、毎年度公認記録員として登録しなければならない。また年度登録をしなかった者はその資格を失う。登録費は以下の通り定義するものとする。

	基本登録料	
	一般	U18
S級	無料	無料
A級	3,000円	1,000円
B級	2,000円	1,000円
C級	1,000円	1,000円
D級	無料	無料

第5条（講習会参加手続）

認定会参加資格に定める資格を有する者が当該講習会に参加しようとするときは、氏名・生年月日・住所・職業・記録員経歴及び公認記録員の資格の有無（取得年月日）を記載した書

面また WEB 登録をもって申し込みをしなければならない。

第 6 条（公認記録員の資格の喪失）

公認記録員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- （1）年度登録を怠ったとき。ただし、特別な事由があればこの限りではない。再登録は、別に定める書式により届出するものとする。
- （2）大会の記録員委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任にあたらなかったとき。
- （3）公認記録員として任務遂行上不適当と認めたとき。

第 7 条（大会の記録員）

当法人が主催する全国大会の記録員長は A 級公認記録員がその任に当たる。

2 当法人が主催また共催の大会の記録員、前項に準じ、B 級、C 級、D 級の公認記録員がその任に当たる。

第 8 条（国際記録員）

国際記録員の資格取得は、理事会において定める。

第 9 条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は令和 3 年 7 月 1 日より施行する。